

九州管内（沖縄県を除く）以外の
ゆうちょ銀行・郵便局を御利用の
特別徴収義務者の方へ

特別徴収税額の納入に九州管内（福岡、
長崎、佐賀、大分、熊本、宮崎、鹿児島）
以外のゆうちょ銀行及び郵便局を利用さ
れる場合は、本町の金融機関として指定
しなければなりませんので、右の「指定
通知書」に利用される、ゆうちょ銀行店
名・郵便局名を記載し、当初納入される
際に、そのゆうちょ銀行及び郵便局に提
出してください。

なお、翌年度以降も引き続き同一のゆ
うちょ銀行・郵便局を利用される場合
は、改めて提出する必要はありません。

また、九州管内（沖縄県を除く）のゆ
うちょ銀行・郵便局を利用される場合は
提出の必要はありません。

切
取
線

指 定 通 知 書

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行店長
郵便局長
様

鹿児島県東串良町長

（公印省略）

貴店（局）を地方税法第321条の5第4項の規定により、本町の町民税及び県民税及び
特別徴収税額の納入取扱店（局）に指定しましたので通知します。

- | | | |
|---|---------|-------------------------------|
| 1 | 口座番号 | 01760-0-960422 |
| 1 | 加入者名称 | 東串良町会計管理者 |
| 1 | 取りまとめ店名 | 〒812-8794
ゆうちょ銀行福岡貯金事務センター |

問合せ先
鹿児島県 東串良町役場 税務課 0994(63)3109